

ご案内

物価高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯)

- 令和6年度住民税が非課税の世帯に給付金を支給します。

お問い合わせ

「小林市非課税世帯給付金コールセンター」



0120-140-888 (受付時間 平日9:00~18:00)

① 住民税非課税世帯 (1世帯3万円)

※定額減税前の税額が課税の世帯は該当しません。

- ・基準日(令和6年12月13日)において、小林市の住民基本台帳に記録されている世帯

・令和6年度住民税が非課税(年税額0円)の世帯

※世帯の中に住民税が課税の方がいる場合は、対象世帯となりません。

※世帯全員が住民税が課税されている者の扶養親族又は、事業専従者の場合も対象世帯になりません。



② こども加算の支給対象世帯(対象児童1人あたり2万円)

対象となる児童は、平成18年4月2日以降生まれの児童です。

・上記①に該当する世帯で18歳以下の児童がいる世帯

※令和6年12月14日以降に出生した児童又は、同一世帯員として住民基本台帳に記載されていないが、世帯主と生計が同一である児童がいる場合は、別途申請が必要です。

申請方法(詳しくは、裏面をご確認ください。)

対象の世帯には、「支給のお知らせ」又は「確認書」をお送りします。

申請期限

・令和7年5月30日(金曜)※郵送の場合は必着

※申請が必要な世帯は、期限までに小林市福祉課に必要書類を提出してください。

支給の時期(確認書又は申請書で手続きをされた場合)

- ・小林市が確認書(又は申請書)を受理した日から**1ヶ月程度**が目安です。

給付金窓口

小林市役所 東館小会議室
「非課税世帯給付金窓口」

提出先

小林市役所 福祉課
〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

詳細については裏面へ



申請方法の詳細 ※下記の書類は2月中旬から随時発送します。

「支給のお知らせ」が届いた世帯 手続きは必要ありません。

「支給のお知らせ」に記載してある内容で振り込みをします。

【該当する世帯】

- ・令和6年1月1日時点で小林市に住民登録があり、令和6年度住民税が非課税の世帯。
- ・令和5年度又は、令和6年度に小林市で実施した低所得世帯への給付金を口座で受給した世帯
- ・詳しくは、届いた通知書をご確認ください。

「確認書」が届いた世帯 手続きが必要です。

「確認書」の必要事項を記入して福祉課へ提出してください。

【該当する世帯】

- ・令和6年1月1日時点で、小林市に住民登録がある世帯で令和6年度住民税が非課税の世帯。
- ・令和5年度又は、令和6年度に小林市で実施した低所得世帯への給付金を受給していない世帯。
- ・詳しくは、届いた通知書をご確認ください。

令和6年1月2日以降に転入した世帯 手続きが必要です。

※令和6年中に小林市に転入した世帯員がいる世帯を指します。

申請前に、ご自身の世帯が非課税世帯給付金に該当するか確認が必要です。

【該当する世帯】

- 令和6年度住民税が非課税の世帯
- 令和6年中に市外から小林市に転入した世帯員がいる世帯
 - ・令和6年1月1日時点でお住まいだった自治体で「**令和6年度住民税非課税証明書**」を取得していただく必要があります。
 - ・「**申請書**」は、福祉課窓口や小林市ホームページで取得できます。

「添付書類」の例 ※申請の際に必要な書類

- ・本人(代理人)確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、在留カード など
- ・口座確認書類…通帳、キャッシュカード など(口座番号と口座名義人がわかるもの)
- ・令和6年度住民税非課税証明書…令和6年1月2日以降に転入した方の分が必要です。

住民税非課税世帯か確認する方法

- ・令和6年度住民税非課税証明書 を取得する。※手数料が掛かります。
- ・令和6年1月2日以降に転入された方は、小林市で課税状況を確認できないため、**前住所地の自治体で 令和6年度非課税証明書 を取得してください。**

※課税情報について、個人情報にあたるため電話で問い合わせいただいてもお答えできません。

世帯給付金

担当部署：福祉課

こども加算

担当部署：こども課

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。